

目的税の使途及び地方消費税増税分の使途内訳

○ 復興増税による個人町民税の使途

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第118号）の施行により、平成26年度から令和5年度の10年間、個人町民税の均等割が500円加算されて3,500円になっています。

この増額分は、避難所等、防災拠点や防災設備の整備など平成23年度から平成27年度に実施した防災・減災事業のための施策の財源として借り入れた町債の元利償還金に充てられます。（個人県民税につきましても同様に500円が加算されます。）

○ 入湯税の使途

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税です。

（単位：千円）

充 当 先 事 業	事業費	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源等	
		国県支出金	町債	その他	入湯税	その他
観光協会補助金	16,071				5,473	10,598
海水浴場及び浴客安全対策補助金	9,404				3,202	6,202
観光施設維持管理委託料	3,860				1,315	2,545
観光地美化推進事業委託料	3,838				1,307	2,531
消火栓維持管理負担金	2,600				885	1,715
消火栓新設改良工事負担金	2,287				779	1,508
合 計	38,060	0	0	0	12,961	25,099

○ 地方消費税交付金の引上げ分の使途

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5パーセントから8パーセントに引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は、使途を明確化し、社会保障経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。また、令和元年度10月1日から消費税が8パーセントから10パーセントに引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分についても、社会保障の充実に要する経費に充てるものとされています。

（単位：千円）

充 当 先 事 業	事業費	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源等	
		国県支出金	町債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
国民健康保険特別会計繰出金	182,196	88,768			30,430	62,998
子ども医療給付費	46,606	6,427			13,086	27,093
愛知県後期高齢者医療広域連合負担金	276,207				89,961	186,246
介護保険特別会計繰出金	298,286	16,629			91,736	189,921
障害者総合支援事業費	232,509	174,381			18,932	39,196
合 計	1,035,804	286,205	0	0	244,145	505,454